

【別紙4】 (拡大)

申告書等No. a
確定申告書(納付書付属) 2枚目

申告書等No. b
予定申告書(納付書付属) 2枚目

申告書等No. c
均等割申告書(納付書付属) 2枚目

都道府県コード		法人番号		納付書					
4	4	0	0	0	1				
大分		01950-4-960003		大分 県税事務所					
所在地及び法人名									
様									
年度		※ 処理事項		管理番号					
2081		収入:税目:県税:申区:申告処理年月日							
事業年度又は連結事業年度									
申告区分									
から まで 予修更決 其 他 ()									
法人県民税	法人税割額	01							
	均等割額	02							
	延滞金	03							
	計	04							
法人事業税	所得割額	05							
	付加価値割額	06							
	資本割額	07							
特別法人事業税又は地方法人特別税	収入割額	08							
	特別法人事業税額又は地方法人特別税額	09							
	計 (05~09)	10							
	延滞金	11							
過少申告加算金又は地方法人特別税	過少申告加算金	12							
	不申告加算金	13							
	重加算金	14							
	計 (10~14)	15							
合計額	16								
納期限	年 月 日		領収日付印						
課税事務所	県税事務所								
日計			円						
上記のとおり納付します (金融機関又は郵便局保管)									

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)

【別紙5】 (拡大)

申告書等No. a
確定申告書(納付書付属) 3枚目(表)

申告書等No. b
予定申告書(納付書付属) 3枚目(表)

申告書等No. c
均等割申告書(納付書付属) 3枚目(表)

都道府県コード		法人番号		領収済通知書									
440001	大分	01950-4-960003	番	大分	県税事務所								
所在地及び法人名													
様													
年度	※ 処理事項	申告区分			管理番号								
2081	収入税目: 県税: 申区: 申告処理年月日												
事業年度又は連結事業年度		申告区分											
から		まで											
		中予確修更決 開定定正正定 その他 ()											
法人県民税	法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	02											
	延滞金	03											
	計	04											
法人事業税・特別法人事業税又は地方人特別税	所得割額	05											
	付加価値割額	06											
	資本割額	07											
	収入割額	08											
	特別法人事業税額 又は地方人特別税額	09											
	計 (05~09)	10											
	延滞金	11											
	過少申告加算金	12											
	不申告加算金	13											
	重加算金	14											
計 (10~14)	15												
合計額	16												
納期限	年 月 日		領収日付印										
課税事務所	大分県 県税事務所												
指定金融機関名 (取りまとめ店)	大分銀行 県庁内支店扱												
取りまとめ局	〒812-8794 福岡野金事務所センター												
上記のとおり通知します。(都道府県保管)													

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)

【別紙6】 (拡大)

申告書等No. a
確定申告書(納付書付属) 3枚目(裏)

申告書等No. b
予定申告書(納付書付属) 3枚目(裏)

申告書等No. c
均等割申告書(納付書付属) 3枚目(裏)

◎納付場所 大分銀行、県収納代理金融機関、九州内のゆうちょ銀行・郵便局(沖縄県を除く)、県税事務所(自動車税管理室及び納税事務所を含む。)

◎延滞金の納付 納期限後に納付する場合は、法律の規定により計算した金額に相当する延滞金額を、税額に加算して納付してください。

また、納期限前であっても、会計監査を受けること等の理由により納期限が延長されている場合は、延長前の納期限から実際の納期限までの期間に応じて、法律の規定により計算した延滞金額が発生しますので、当該金額を税額に加算して納付してください。

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)

【別紙7】 (拡大)

申告書等No. b
 予定申告書(納付書付属) 1枚目

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

事業種目

前期末現在の資本金の額
 又は出資金の額

前期末現在の資本金の額及び
 資本準備金の額の合算額

前期末現在の
 資本金等の額

第六号の三様式(提出用)

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度又は前連結事業年度分の道府県民税の予定申告書

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額(①の金額)	⑱	兆	十億	百万	千	円	0.0
所得割額(④×前事業年度の月数)	⑲						0.0
付加価値割額(⑤×前事業年度の月数)	⑳						0.0
資本割額(⑥×前事業年度の月数)	㉑						0.0
収入割額(⑦×前事業年度の月数)	㉒						0.0
前事業年度の特別法人事業税額(⑤)	㉓						0.0
特別法人事業税額(⑥×前事業年度の月数)	㉔						0.0
予定申告税額(⑲+⑳+㉑+㉒+㉔)	㉕						0.0
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉖						0.0
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	㉗						0.0
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細							
摘要	課税標準	税率(%)	税額				
所得割	所得金額総額 ㉘		兆 十億 百万 千 円				
所得割	所得金額 ㉙		兆 十億 百万 千 円				
付加価値割	付加価値額総額 ㉚		兆 十億 百万 千 円				
付加価値割	付加価値額 ㉛		兆 十億 百万 千 円				
資本割	資本金等の額総額 ㉜		兆 十億 百万 千 円				
資本割	資本金等の額 ㉝		兆 十億 百万 千 円				
収入割	収入金額総額 ㉞		兆 十億 百万 千 円				
収入割	収入金額 ㉟		兆 十億 百万 千 円				
合計事業税額	㉕+㉓+㉔+㉗		兆 十億 百万 千 円				
平成28年改正法附則第5条の控除額	㉟		兆 十億 百万 千 円				
事業税の特定寄附金税額控除額	㊱		兆 十億 百万 千 円				
仮装経理に基づく事業税額の控除額	㊲		兆 十億 百万 千 円				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㊳		兆 十億 百万 千 円				
納付すべき事業税額	㉕-㉟-㊱-㊲-㊳		兆 十億 百万 千 円				
①の内訳	所得割 ⑲		付加価値割 ⑳				
①の内訳	資本割 ㉑		収入割 ㉒				
摘要	課税標準	税率(%)	税額				
所得割に係る特別法人事業税額	㉔		兆 十億 百万 千 円 0.0				
収入割に係る特別法人事業税額	㉔		兆 十億 百万 千 円 0.0				
合計特別法人事業税額	㉔+㉔		兆 十億 百万 千 円				
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	㉕		兆 十億 百万 千 円				
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	㉖		兆 十億 百万 千 円				
納付すべき特別法人事業税額	㉔-㉕-㉖		兆 十億 百万 千 円				
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額(①の金額)	①	兆	十億	百万	千	円	0.0
予定申告税額(①×前事業年度又は前連結事業年度の月数)	②						0.0
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③						0.0
この申告により納付すべき法人税割額(②-③)	④						0.0
均等割	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤					月
均等割	円×⑤/⑥	⑥					兆 十億 百万 千 円
この申告により納付すべき道府県民税額(④+⑥)	⑦						兆 十億 百万 千 円 0.0
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細							
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑧						兆 十億 百万 千 円
法人税割額	⑨						兆 十億 百万 千 円
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑩						兆 十億 百万 千 円
外国の法人税等の額の控除額	⑪						兆 十億 百万 千 円
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫						兆 十億 百万 千 円
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑬						兆 十億 百万 千 円
納付すべき法人税割額(⑨-⑩-⑪-⑫-⑬)	⑭						兆 十億 百万 千 円
⑭のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑮						兆 十億 百万 千 円
差引法人税割額(⑭-⑮)	⑯						兆 十億 百万 千 円
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉚						兆 十億 百万 千 円
この申告の期間							年 月 日
前事業年度又は前連結事業年度の期間							年 月 日
備考							
関与税理士署名押印	(電話)						

平成18年4月1日以降に開始する事業年度分については、均等割額に5% (森林環境税相当額)を加算してください。

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)

【別紙8】 (拡大)

申告書等No. b
 予定申告書(納付書付属) 3枚目(表)

令和 年 月 日 受付印		令和 年 月 日 殿	
所在地	事業種目	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	
法人名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	前期末現在の 資本金等の額	

第六号の三様式(控用)

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は
 道府県民税の予定申告書
 特別法人事業税

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額(①の金額)	⑱	兆	十億	百万	千	円	0.0
所得割額 (④× $\frac{6}{6}$ - 前事業年度の月数)	⑲						0.0
付加価値割額 (④× $\frac{6}{6}$ - 前事業年度の月数)	⑳						0.0
資本割額 (④× $\frac{6}{6}$ - 前事業年度の月数)	㉑						0.0
収入割額 (④× $\frac{6}{6}$ - 前事業年度の月数)	㉒						0.0
特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額(⑤)	㉓						0.0
特別法人事業税 特別法人事業税額 (⑤× $\frac{6}{6}$ - 前事業年度の月数)	㉔						0.0
予定申告税額 (⑲+⑳+㉑+㉒+㉔)	㉕						0.0
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉖						0.0
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	㉗						0.0
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細							
摘要	課税標準	税率(%)	税額				
所得割	所得金額総額 ㉘		兆	十億	百万	千	円
所得割	所得金額 ㉙		兆	十億	百万	千	円
付加価値割	付加価値額総額 ㉚		兆	十億	百万	千	円
付加価値割	付加価値額 ㉛		兆	十億	百万	千	円
資本割	資本金等の額総額 ㉜		兆	十億	百万	千	円
資本割	資本金等の額 ㉝		兆	十億	百万	千	円
収入割	収入金額総額 ㉞		兆	十億	百万	千	円
収入割	収入金額 ㉟		兆	十億	百万	千	円
合計事業税額 ㉕+㉛+㉝+㉟	㉡						0.0
平成28年改正法附則第5条の控除額	㉢						0.0
事業税の特定寄附金税額控除額	㉣						0.0
仮装経理に基づく事業税額の控除額	㉤						0.0
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㉥						0.0
納付すべき事業税額 ㉡-㉢-㉣-㉤-㉥	㉦						0.0
①の内訳	所得割 ②	兆	十億	百万	千	円	0.0
所得割	付加価値割 ③						0.0
資本割	収入割 ④						0.0
摘要	課税標準	税率(%)	税額				
所得割に係る特別法人事業税額	㉧		兆	十億	百万	千	円
収入割に係る特別法人事業税額	㉨		兆	十億	百万	千	円
合計特別法人事業税額 (㉧+㉨)	㉩						0.0
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	㉪						0.0
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	㉫						0.0
納付すべき特別法人事業税額 ㉩-㉪-㉫	㉬						0.0

平成18年4月1日以降に開始する事業年度分については、
 均等割額に5% (森林環境税相当額)を加算してください。

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)

【別紙9】 (拡大)

申告書等No. c
均等割申告書(納付書付属) 1枚目

受付印		令和 年 月 日		法人番号		申告年月日	
県税事務所長 殿							
道府県内にある主たる事務所又は事業所	所在地						
	(ふりがな)						
	名称						
代表者又は管理人の氏名印	(ふりがな)						
本店又は本社	所在地					事業種目	
	(ふりがな)						
名称					資本の金額		

第十一号様式(提出用)

令和 年度 道府県民税の均等割申告書

道府県内にある主たる事務所又は事業所以外の事業所又は事業所	所在地							
	(ふりがな)							
名称								
前年4月1日から3月31日までの間に道府県内に事務所又は事業所を有していた期間				令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	同左の月数	①	月	
この申告によって納付すべき道府県民税の均等割額				円× $\frac{②}{12}$	②		0.0	
東京都に申告する 表紙の②の計算	特別区の区域	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (ア)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (イ)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (ウ)				
		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (エ)						
	市町村の区域	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (ア)						
		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (イ)						
東京都に納付すべき均等割額②の計算		特別区の区域分	(税率)	円× $\frac{②}{12}$			0.0	
			(税率)	円× $\frac{②}{12}$			0.0	
			(税率)	円× $\frac{②}{12}$			0.0	
		市町村の区域分	(税率)	円× $\frac{②}{12}$			0.0	

平成18年4月1日以降に開始する事業年度分については、県民税均等割額に5%（森林環境税相当額）を加算してください。

関与税理士 署名押印	(電話)
---------------	-------

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)

【別紙10】 (拡大)

申告書等No. c
均等割申告書(納付書付属) 3枚目(表)

受付印 令和 年 月 日 県税事務所長 期		法人番号		申告年月日	
		所在地		事業種目	
道府県内に ある主たる 事務所又は 事業所	所在地	(電話)			
	(ふりがな)				
	名称				
本店又は 本社	所在地	(電話)		事業種目	
	(ふりがな)			資本の金額	
	名称				

第十一号様式(採用)

令和 年度 道府県民税の均等割申告書

道府県内に ある主たる 事務所又は 事業所以外の 事務所又は 事業所	所在地					
	(ふりがな)					
名称						
前年4月1日から3月31日までの 間に道府県内に事務所又は事業所 を有していた期間		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	同左の月数 ① 月			
この申告によって納付すべき道府 県民税の均等割額		円× $\frac{①}{12}$ ②		円		
東武郡に 申告する 場合の 注の計算	特別区の区域分	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで(イ)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで(ロ)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで(ハ)	円× $\frac{①}{12}$ 0.00	
	市町村の区域分	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで(イ)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで(ロ)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで(ハ)	円× $\frac{①}{12}$ 0.00	
	東京都に納付 すべき均等割 額③の計算	特別区の区域分	(税率)	円× $\frac{①}{12}$	円	0.00
		市町村の区域分	(税率)	円× $\frac{①}{12}$	円	0.00
	関与税理士 署名押印	(電話)				

平成18年4月1日以降に開始する事業年度分については、県民税均等割額に5%（森林環境税相当額）を加算していただく。

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)

申告書等No. d、e
納付書(見込納付用)、納付書(電子申告用) 1枚目

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 150px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">様</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">申告区分</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>算定期間中において 事務所等を有していた月数</td> <td style="text-align: center;">月</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">既に納付の確定した当期分の税額</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>・均等割額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>・法人税割額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>・事業税額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>・特別法人事業税額 又は地方法人特別税額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>平成18年4月1日以降に開始する事業年度分の 県民税均等割額については、標準税率に5% (森林環境税)を加算してください。 ※森林環境税に関するホームページアドレス http://www.pref.oita.jp/site/zei/shinrin.html</p>	申告区分		算定期間中において 事務所等を有していた月数	月	既に納付の確定した当期分の税額		・均等割額	円	・法人税割額	円	・事業税額	円	・特別法人事業税額 又は地方法人特別税額	円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">法人事業税領収証書</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">都道府県コード 440001</td> <td style="width: 15%;">都道府県 大分</td> <td style="width: 15%;">法人番号 01950-4-960003</td> <td style="width: 15%;">番 番</td> <td style="width: 15%;">加入者 大分</td> <td style="width: 15%;">県税事務所</td> </tr> <tr> <td colspan="6">所在地及び法人名</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">様</td> </tr> <tr> <td colspan="3">年度 2018</td> <td colspan="3">管理番号</td> </tr> <tr> <td colspan="3">事業年度又は連結事業年度</td> <td colspan="3">申告区分</td> </tr> <tr> <td colspan="3">中予確修更決 間定定正正定</td> <td colspan="3">その他</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">法人県民税</td> <td>法人税割額</td> <td>01</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>02</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>延滞金</td> <td>03</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>04</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税</td> <td>所得割額</td> <td>05</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>付加価値割額</td> <td>06</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本割額</td> <td>07</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>収入割額</td> <td>08</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別法人事業税額 又は地方法人特別税額</td> <td>09</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計 (05~09)</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>延滞金</td> <td>11</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>過少申告加算金</td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>不申告加算金</td> <td>13</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>重加算金</td> <td>14</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計 (10~14)</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計額</td> <td>16</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td colspan="2">年 月 日</td> <td colspan="3">領収日付印</td> </tr> <tr> <td>課税事務所</td> <td colspan="2">県税事務所</td> <td colspan="3">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="6">上記のとおり領収しました。(納税者保管)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">◎この納付書は、3枚1組の複写式となつて いますので、切り離さずに提出してく ださい。</td> </tr> </table>	法人事業税領収証書		都道府県コード 440001	都道府県 大分	法人番号 01950-4-960003	番 番	加入者 大分	県税事務所	所在地及び法人名						様						年度 2018			管理番号			事業年度又は連結事業年度			申告区分			中予確修更決 間定定正正定			その他			法人県民税	法人税割額	01					均等割額	02					延滞金	03					計	04				法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税	所得割額	05					付加価値割額	06					資本割額	07					収入割額	08					特別法人事業税額 又は地方法人特別税額	09					計 (05~09)	10					延滞金	11					過少申告加算金	12					不申告加算金	13					重加算金	14					計 (10~14)	15					合計額	16				納期限	年 月 日		領収日付印			課税事務所	県税事務所		領収日付印			上記のとおり領収しました。(納税者保管)						◎この納付書は、3枚1組の複写式となつて いますので、切り離さずに提出してく ださい。					
申告区分																																																																																																																																																																													
算定期間中において 事務所等を有していた月数	月																																																																																																																																																																												
既に納付の確定した当期分の税額																																																																																																																																																																													
・均等割額	円																																																																																																																																																																												
・法人税割額	円																																																																																																																																																																												
・事業税額	円																																																																																																																																																																												
・特別法人事業税額 又は地方法人特別税額	円																																																																																																																																																																												
法人事業税領収証書																																																																																																																																																																													
都道府県コード 440001	都道府県 大分	法人番号 01950-4-960003	番 番	加入者 大分	県税事務所																																																																																																																																																																								
所在地及び法人名																																																																																																																																																																													
様																																																																																																																																																																													
年度 2018			管理番号																																																																																																																																																																										
事業年度又は連結事業年度			申告区分																																																																																																																																																																										
中予確修更決 間定定正正定			その他																																																																																																																																																																										
法人県民税	法人税割額	01																																																																																																																																																																											
	均等割額	02																																																																																																																																																																											
	延滞金	03																																																																																																																																																																											
	計	04																																																																																																																																																																											
法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税	所得割額	05																																																																																																																																																																											
	付加価値割額	06																																																																																																																																																																											
	資本割額	07																																																																																																																																																																											
	収入割額	08																																																																																																																																																																											
	特別法人事業税額 又は地方法人特別税額	09																																																																																																																																																																											
	計 (05~09)	10																																																																																																																																																																											
	延滞金	11																																																																																																																																																																											
	過少申告加算金	12																																																																																																																																																																											
	不申告加算金	13																																																																																																																																																																											
	重加算金	14																																																																																																																																																																											
	計 (10~14)	15																																																																																																																																																																											
	合計額	16																																																																																																																																																																											
納期限	年 月 日		領収日付印																																																																																																																																																																										
課税事務所	県税事務所		領収日付印																																																																																																																																																																										
上記のとおり領収しました。(納税者保管)																																																																																																																																																																													
◎この納付書は、3枚1組の複写式となつて いますので、切り離さずに提出してく ださい。																																																																																																																																																																													

↑ミシン目
↑スプロケットホール

↑ミシン目

↑スプロケットホール
↑ミシン目

申告書等No. d、e
納付書(見込納付用)、納付書(電子申告用) 2枚目

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)

〒	法人 納付書 ④	
	都道府県コード 440001	納付書種別 口 形 番 号 加 入 者
様	大分 都道府県	01950-4-960003 添 大分 県税事務所
	所在地及び法人名	
様	年度	※ 処 理 事 項
	収入税割額 2018	申告処理年月日
様	事業年度又は連結事業年度	申告区分
	から	まで 修正 決定 正定 その他 ()
法人県民税	法人税割額	01
	均等割額	02
	延滞金	03
	計	04
法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税	所得割額	05
	付加価値割額	06
	資本割額	07
	収入割額	08
	特別法人事業税額 又は地方法人特別税額	09
	計 (05~09)	10
	延滞金	11
	過少申告加算金	12
	不申告加算金	13
	重加算金	14
計 (10~14)	15	
合計額	16	
納期限	年 月 日	領 収 日 付 印
課税事務所	県税事務所	□
日 計		円
上記のとおり納付します (金融機関又は郵便局保管)		

申告区分

算定期間中において
事務所等を有していた月数 月

既に納付の確定した当期分の税額

- ・ 均等割額 円
- ・ 法人税割額 円
- ・ 事業税額 円
- ・ 特別法人事業税額
又は地方法人特別税額 円

平成18年4月1日以降に開始する事業年度分の
県民税均等割額については、標準税率に5%
(森林環境税)を加算してください。

※森林環境税に関するホームページアドレス
<http://www.pref.oita.jp/site/zei/shinrin.html>

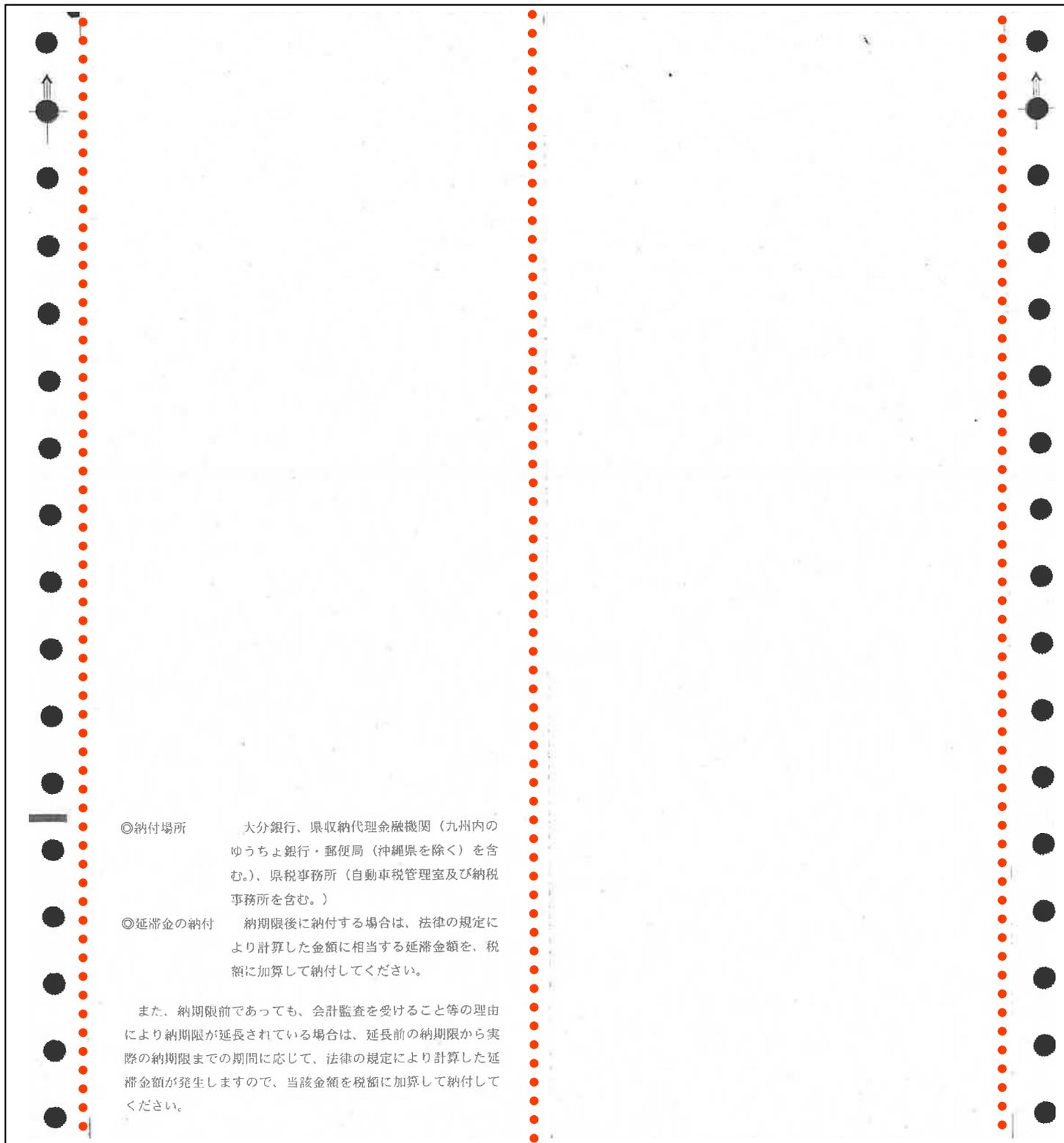
↑ミシン目
↑スプロケットホール

↑ミシン目

↑スプロケットホール
↑ミシン目

申告書等No. d、e
納付書(見込納付用)、納付書(電子申告用) 3枚目(裏)

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)



↑スプロケットホール
↑ミシン目

↑ミシン目

↑スプロケットホール
↑ミシン目

表面

折り返し部分は
上部と側部の
どちらでもよい

折り返し部分は
上部と側部の
どちらでもよい



法人 県民税
事業税 関係書類在中
特別法人事業税
地方法人特別税

“子どもに夢ある未来を納税で”

申告書・届出書等の送付及び問合せ先
大分県税事務所

所在地：〒870-0021
大分県大分市内町3-10-1
(大分県庁舎別館2F)
電話：097-506-5771 (代表)
097-506-5773 (直通)

電子申告・納税サービスのお知らせ

インターネットによる申告・納税サービスを行っています。
詳細はeLTAX(地方税ポータルシステム)ホームページ
(<http://www.eftax.ita.go.jp>)をご覧ください。

窓1箇所
(グラシン紙)

裏面

折り返しが上部の
場合のアラビア糊
(テープも可)

折り返しが側部の
場合のアラビア糊
(テープも可)

折り目の位置は
変更可

※イメージ図 (実際の寸法とは異なります)

申告書No. f : 送付用封筒 (申告書用)

第6号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号に掲げる事業を行う法人を除きます。）が仮決算に基づく中間申告（連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。なお、事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいいます。以下この記載の手引において同じです。）に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。
- (3) 法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）を、同条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、同条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合は、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日）を記載します。	
5「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
6「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
7「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
8「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」	期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの」	当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○印で囲んで表示します。 (1) 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人 (イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人 (ロ) 法人税法第4条の7に規定する受託法人	

	<p>(ハ) 相互会社（外国相互会社を含みます。）</p> <p>(2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人</p>	
10「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	<p>期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。</p>	<p>(1) 資本金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。</p> <p>(2) 資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。</p>
11「期末現在の資本金等の額」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第23条第1項第4号の5イに定める額</p> <p>(2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第23条第1項第4号の5ニに定める額</p> <p>(3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の25第1号に定める金額</p>	
12「道府県民税 事業税の申告書」 特別法人事業税 地方法人特別税	<p>空欄は、次のように記載します。</p> <p>(1) 法人税の中間申告書及び法第72条の26第1項ただし書の規定による申告の場合は、「中間」</p> <p>(2) 法人税の確定申告書（退職年金等積立金に係るものを除きます。）又は連結確定申告書及び法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定による申告の場合は、「確定」</p> <p>(3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正中間」又は「修正確定」</p>	<p>修正申告の場合は、「この申告の基礎」の欄も記載します。</p>
13「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	<p>法人税の申告書別表1の10欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載します。</p> <p>なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1の10の欄の上段に外書として記載された金額）、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額及びリース特別控除戻戻税額（別表1の5の欄の金額）並びに土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）の合計額を記載します。</p>	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p> <p>(2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人（以下「都内分割法人」といいます。）は、記載する必要はありません。</p> <p>(3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
14「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	<p>下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 租税特別措置法第42条の4第1項（試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除）（同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（8））の21の欄の金額</p> <p>※ 租税特別措置法第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除）（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（11））の11の欄の金額</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域にお</p>	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p> <p>(2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>